

鹿児島労働局職業安定部ソーシャル・ネットワーキング・サービス

運用方針

1 目的

この運用方針は、「厚生労働省ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、鹿児島労働局職業安定部が開設するソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)で情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものです。

2 運用管理者

SNSの公式アカウントの運用管理者は鹿児島労働局職業安定部職業対策課及び訓練課とします。また、公式アカウントは、次のとおりです。

SNS	公式アカウント名
YouTube	鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネル
YouTube	鹿児島労働局企業PR動画YouTubeチャンネル
Instagram	鹿児島労働局訓練課公式アカウント
Facebook	鹿児島労働局訓練課公式アカウント
X(旧 Twitter)	鹿児島労働局訓練課 就職氷河期世代支援公式アカウント

なお、運用管理者及び公式アカウント名については、今後の運用状況に応じて変更することがあります。

3 運用方法

- (1)運用管理者は、広報資料や行政に関する情報、企業情報等、学生及び職業訓練、その他職業紹介業務に関する有用な情報を必要に応じて投稿します。
- (2)鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネル及び鹿児島労働局企業PR動画YouTubeチャンネル掲載の各動画に対するコメント及び評価の設定は非設定とします。
- (3)各アカウントへのコメント等への返信等は原則として行いません。鹿児島労働局へのご意見・お問い合わせについては、鹿児島労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付けています。
[労働局へのご意見 | 鹿児島労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
ただし、コメント内容についてのご質問等については、担当課室へお問い合わせください。
- (4)上記3の(2)を除く、鹿児島労働局職業安定部訓練課公式アカウントについて、以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコ

メントや、下記項目に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- 法令に反する場合またはそのおそれがある場合
- 公序良俗に反する場合
- 犯罪行為等を誘発または助長する場合
- 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
- 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
- 著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的財産権を侵害する場合
- 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合
- 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- 人種・思想・信条等の差別を助長する場合
- 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合
- 他の利用者、第三者等になりすました場合
- 厚生労働省の発信する内容に関係のない場合
- 各SNSの利用規約に反する場合
- その他、公式アカウントの運営上、不適切と判断した場合及びこれらの内容を含むホームページへのリンク等

(5) 上記3(2)に該当するコメントを投稿するユーザーは、公式アカウントへのコメントをブロックする場合があります。また、公式アカウントへの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。

(6) お使いのブラウザの種類等、閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めない等、閲覧に支障が出る場合があります。

4 運用方針の変更

この「運用方針」は、事前に告知なく変更する場合があります。

5 知的財産権

公式アカウントに掲載する個々の情報(文字、写真、イラスト、音声、動画等)の知的財産権は鹿児島労働局職業安定部または正当な権利を有する者に帰属します。

各アカウントの掲載記事に対する「フォロー」、「ツイート」、「いいね!」および「シェア」の機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、無断転載を禁じる等の注記がある場合には、この限りではありません。

また、公式アカウント掲載内容の全部または一部について鹿児島労働局職業安定部に無断で改変を行うことはできません。

6 免責事項

- (1) 鹿児島労働局職業安定部公式チャンネル掲載情報の正確性については万全を期すものとしますが、鹿児島労働局では利用者が公式アカウントの掲載情報を用いて行う一切の行為について責任を負いません。
- (2) 鹿児島労働局は、公式アカウントを利用することで利用者および第三者に生じた直接・間接的な損失について、一切責任を負いません。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは鹿児島労働局職業安定部に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、鹿児島労働局職業安定部に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

7 その他

鹿児島労働局職業安定部は、予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合があります。

この運用方針は令和2年7月13日から適用します(令和5年8月31日最終改定)。厚生労働省の施策について詳しく調べたい場合は、厚生労働省ホームページ、鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

令和2年7月13日制定
令和3年3月17日改定
令和3年5月20日改定
令和3年6月7日改定
令和3年12月8日改定
令和5年8月31日改定